

## 市立豊中病院登録医制度運営委員会設置要綱

### (目的)

第1条 地域医療機関と市立豊中病院の間における登録医制度を円滑に運営するため、豊中市医師会および豊中市歯科医師会の代表者、市立豊中病院の代表者で市立豊中病院登録医制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (決議事項)

第2条 運営委員会は、市立豊中病院登録医制度の運用に関することについて決議する。

### (組織)

第3条 運営委員会は委員 7 人で組織し、次の者をもって充てる。

- (1) 豊中市医師会代表 2 名
- (2) 豊中市歯科医師会代表 1 名
- (3) 市立豊中病院代表 4 名

### (委員長および副委員長)

第4条 委員長は市立豊中病院副院長をもって充て、副委員長は豊中市医師会代表者および豊中市歯科医師会代表者の2名をもって充てる。

- 2 委員長は委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、必要な場合は委員長の職務を代行する。

### (会議)

第5条 運営委員会は原則、年1回開催し、委員長がこれを招集、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は必要と認める場合は、随時、運営委員会を開催することができる。
- 3 委員から会議開催の請求があった場合、委員長は速やかに会議を開催しなければならない。
- 4 委員長は必要があると認めた場合は、関係者を出席させて説明や意見を聞くことができる。
- 5 運営委員会は過半数以上の委員の出席をもって成立するものとする。

### (決定事項)

第6条 運営委員会の審議の可否は、出席委員の過半数を得て行うものとし、同数の場合は委員長が決する。

- 2 運営委員会において審議し、決した事項については、登録医総会において報告するものとする。

### (庶務)

第7条 運営委員会の庶務は市立豊中病院地域医療室が行う。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は運営委員会が定める。

### (要綱の変更)

第9条 この要綱を変更しようとするときは、委員全員の3分の2以上の同意を必要とするものとする。

### 附則

この要綱は、平成17年（2005年）4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年（2008年）7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年（2011年）4月1日から施行する。